

○建設委員会
内閣提出法律案（五件）

号 番	件 名	院 議 先	提 出 日 月	参 議 院	衆 議 院	備 考
3 ※	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	五、一、二二	委員会 付託 議決	委員会 付託 議決	
1 3 ※	阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案	々	二、九	二、九 （予）	四、二五 四、二六	
1 4 ※	土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	々	二、九	二、一六 （予）	四、二二 四、二六	
1 5 ※	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案	々	二、九	四、二二 （予）	五、二二 五、二四	五、二二、二六 衆本会議趣意説明
5 4	流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案	参	三、九	三、九 （予）	四、一八 四、一九	

（注）※は予算関係法律案

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成五年度を初年度とする道路整備五箇年計画を策定することとする。
- 二、道路整備五箇年計画に合わせて、平成五年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十年三月三十一日まで延長する。
- 三、公共事業に係る補助率等の恒久化に伴い、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法に規定する補助率等についても見直しを行う。

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業

開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の作成、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限の延長等、道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、第十一次道路整備五カ年計画の実施のための財源措置、五カ年計画における交通安全対策、渋滞対策、高速道路の採算性確保方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が業務を行う地域として、新たに京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域等を追加するとともに、役員に関する規定等を整備しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が、京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的、社会的に密接な関係がある地域等において業務を行うことができることとするともに、役員に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、京都市における都市高速道路の必要性、阪神高速道路公団を事業主体とする理由、生活環境及び景観への配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、良好な市街地の形成並びに居住環境の良好な住宅及び住宅地の供給を促進するために、土地区画整理事業について、住宅先行建設区制度を創設するとともに、土地区画整理組合に対する資金の貸付けに関する制度を改善し、都市開発資金により貸付けを行うこととする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地区画整理法において、住宅の需要の著しい地域において新たに住宅市街地を造成することを目的とする土地区画整理事業について、住宅を先行して建設すべき土地の区域として住宅先行建設区を事業計画に定め、住宅先行建設区への申出による換地を認めることとする。

二、都市開発資金の貸付けに関する法律において、国は、土地区

画整理事業による健全な住宅市街地の造成を促進し、もって住宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、都道府県又は指定都市が土地区画整理組合等に対して土地区画整理事業に関する資金を貸し付ける場合に、当該都道府県又は指定都市に対してその貸付けに必要な資金を貸し付けることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地区画整理事業を推進して住宅市街地の造成の促進を図るため、住宅先行建設区制度を創設するとともに、土地区画整理組合に対する資金の貸し付けに関する制度を改善する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、住宅先行建設区制度と照応の原則の關係、事業完了地区内の未利用地の有効利用の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、民間の土地所有者等による優良な賃貸住宅の供給

1 民間の土地所有者等は、中堅所得者等を対象とする賃貸住宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基準等に適合するものであるときは、供給計画の認定をすることができる。

3 国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係る賃貸

住宅について、建設費に対する助成、家賃の減額のための助成等を行うことができる。

4 都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正な賃貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等を行うことができる。

二、地方公共団体による優良な賃貸住宅の供給

地方公共団体は、必要に応じて優良な賃貸住宅の建設を行うこととし、国は当該地方公共団体に対し建設費に対する助成、家賃の減額のための助成等を行うことができる。

委員長報告

ただいま議題となりました特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者は、賃貸住宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することがで

きることとし、都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基準等に適合するものであるときは、供給計画の認定をすることができることとしております。

第二に、国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係る賃貸住宅について、その建設及び家賃の減額の措置に対して助成等を行うことができることとしております。

第三に、都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正な賃貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等を行うことができることとしております。

第四に、地方公共団体は、優良な賃貸住宅が不足している場合は、その建設に努めなければならないこととし、国は当該地方公共団体に対し建設及び家賃の減額の措置に対して助成等を行うことができることとしております。

委員会におきましては、居住水準向上の目標、家賃対策補助の内容、住宅基本法制定の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五四号)

要旨

本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、流通業務市街地の整備の対象都市を拡大することとする。
- 二、主務大臣は、流通業務施設の整備に関する基本指針を策定し、これに基づき、都道府県知事が、流通業務施設の整備に関する基本方針を策定することとする。
- 三、流通業務地区内に建設することができる施設の立地規制を緩和することとする。
- 四、流通業務地区内における流通業務の効率化に資する一定の事業を行う者に対し、産業基盤整備基金による事業資金の借入に係る債務保証等の助成策を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、基本方針策定権限の委譲、流通業務効率化基盤整備事業の概要、物流に占める鉄道の果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。